

2018年5月14日

「LT会」会報第18-6号（総181号）

上海LTコンサルティンググループ

中国での商業賄賂について

中国の現地法人で従業員から『これぐらいの金品を取引先の担当者に渡すことは皆がやっているから、問題ないです。』と言われて金品を渡してしまっている。——このような話は中国ではよく耳にするのではないかと思います。ところが、一万数千元（20万円前後）の金品の贈呈、且つ相手の会社の勘定に入金されないことで、中国の「不正競争防止法」に基づき、中国の市場監督管理局（所謂工商行政管理局）から商業賄賂と認定された事例が発生しており、行政罰金と商業賄賂で得た収入の没収という行政処分を下されました。

中国現地法人の責任者は、現在の中国が以前と大きく違い中国政府が不正・腐敗行為を徹底的に取り締まっており、少しでも不正・腐敗行為があれば、中国の法律に基づき行政処分または刑事処罰されるのだ、と認識を改める必要があります。

中国における商業賄賂に対して適用される法律は「不正競争防止法」（2018年1月改定後の法律施行）と「商業賄賂行為禁止に関する暫定規定」（国家工商行政管理局令第60号1996年11月15日公布）です。また、贈収賄の刑事処罰の適用法律は「刑法」です。

「不正競争防止法」第七条に経営者は財物又はその他の手段で下記の企業及び個人に贈賄し、取引機会及び競争優勢を獲得してはなりません。

- (1) 取引相手の従業員
- (2) 取引委託を受けた関連企業と個人
- (3) 取引先に対して職権及び影響力を持っている企業と個人

「商業賄賂行為禁止に関する暫定規定」の第一条に商業賄賂行為を制止し、公平な競争秩序を維持し、「不正競争防止法」の関連規定に基づき、本規定を制定します。

第二条に経営者は「不正競争防止法」第八条（現行法7条）規定に違反し、商業賄賂の手段を使って販売又は購買をしてはなりません。

「刑法」第六十四条に不当な利益を獲得するため、企業及び企業の従業員に多額の財物を贈与する場合、三年以下の有期懲役又は留置とする。特に金額が巨額の場合、3年以上10年以下の有期懲役、並びに罰金が科されます。企業が前述の罪を犯したとき、企業に対して罰金を科し、また、直接の主管責任者及びその他の責任者に対して、前述の規定に基づき処罰をします。

中国政府は企業の贈収賄及び不正競争に対する取り締まりを年々厳しくしており、もし、従業員又は競争相手から密告があれば、当局は必ず立ち入り捜査を行い、捜査した結果を密告者に報告する義務があるので、今後中国での会社運営においてはくれぐれも贈収賄行為禁止に努める必要があります。

以上